

令和7年度 第2回天童市農業委員会総会 会議録

令和7年5月13日（火）午前10時 第2回天童市農業委員会総会を市役所5階大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲 野 真	2番	齋 藤 照 一
3番	五十嵐 晋	4番	清 野 貢 市
5番	矢 野 美佐子	6番	今 野 滋
7番	三 宅 藤 義	8番	高 橋 昭 義
9番	白 田 好 之	10番	大 石 吉 隆
11番	山 崎 紀 子	12番	小 川 晋
13番	武 田 仁	14番	五十嵐 慶 一
15番	須 藤 隆 司	16番	富 樫 秀 幸
17番	松 田 康 政	18番	荒 沢 亨
19番	佐 藤 悦 雄		

2 欠席委員

3 出席事務局職員

事務局長	花 輪 達 也	事務局長補佐	澤 章 子
副主任	小 川 順 一	主 事	海老名 美 咲
主 事	花 輪 大 夢		

4 議 事 日 程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

農地常任委員長

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

第6 議 事

承認第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について

議第5号 農地法第3条の規定による許可について

議第6号 農地法第4条の規定による許可について

議第7号 農地法第5条の規定による許可について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る5月7日付け天童市農業委員会告示第6号をもって招集した、令和7年度第2回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち承認第2号及び議第5号は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議はございませんか。

　　(異議なしの声)

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

　　11番 山崎 紀子 委員

　　12番 小川 晋 委員

　　両委員にお願いします。

議 長 　　日程第4 委員長の報告を求めます。小川晋農地常任委員長。

小川委員 　　おはようございます。去る4月15日、第1回農地常任委員会を開催いたしました。新設農家5件の現地確認、及び審査を行い、特に問題なしと判断されました。この新設農家にかかる農地の権利取得については本日の総会において農地法第3条の議案として審議いただきます。よろ

しくをお願いします。以上、報告を終わります。

-
- 議 長 日程第5 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。
- 事務局長 総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧ください。
- 4月14日開催の令和7年度第1回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっています。御確認をお願いいたします。
- 続きまして、総会資料を御覧ください。
- 1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について」です。件数3件、合計面積802.00㎡です。
- 2ページ、「農地改良(畑地への変更等)届出受付状況報告書」です。件数1件、合計面積2,373.00㎡です。
- 4ページ、「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書(相続等)」です。件数13件、合計面積98,171.37㎡です。
- 以上でございます。よろしくお願いします。
- 議 長 ただいま事務局長から事務処理報告がありましたが、皆様から質問等
はございませんか。
- (質問なし)
- 議 長 質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。
-

- 議 長 日程第6 議事に入ります。
- 承認第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 はい。承認第2号、農地法第18条第6項の解約の通知について、集約して説明いたします。総会の次第の2ページが集約したものです。田が10,973㎡、畑が4,792㎡で、合計件数は5件、合計面積は15,765㎡です。なお、総会資料の7ページ、8ページが、第18条第6項の解約の通知の部分です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はありませんか。
- (質問なし)
- 議 長 お諮りいたします。

承認第2号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第2号は承認することに決定しました。

議 長 議第5号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第5号、農地法第3条の規定による許可について、集約して説明いたします。総会の次第の3ページが集約したものです。

はじめに、所有権を移転するもののうち、売買については、合計件数5件、合計面積は1,632 m²です。贈与については、合計件数1件、合計面積は426 m²です。

次に、賃借権を設定するものについては、合計件数は17件、合計面積は50,596.56 m²です。

最後に、使用貸借権を設定するものについては、合計件数2件、合計面積は911 m²です。

なお、総会資料の9ページから15ページが第3条の許可の部分です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、清野委員。

清野委員 はい。1番から3番を報告します。1番と3番ですけれども、農地委員長から説明あったとおり、新規就農者であります。問題ありません。2番目のほうも、借人の■■■さんは農業きちんとやっておりますので問題ありません。よろしくお願いいたします。

議 長 4番、白田委員。

白田委員 事由のとおり、何も問題ありませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 5番、白田委員。

白田委員 4、5、6と、私の担当でございます。4、5、6。4、5、6になっております。7番は、■■■さんで、別の人になります。

議 長 5番、6番、白田委員。

白田委員 5番と6番は、6番は■■■■さんで、■■■■さんが受入となりました。
以上です。

議 長 7番、五十嵐晋委員。

五十嵐晋委員 はい。■■■■さんは新規就農者でございます、今回は事由のとおりで
問題ないと思います。お願いします。

議 長 8番、大石委員。

大石委員 はい。8番、事由のとおりでございます。何ら問題ないと思います。
よろしくお願いします。

議 長 9番、荒沢委員。

荒沢委員 はい。私のほうから9番、10番あります。まず9番のほうですけれ
ども、■■■■の会長さんが、自分の会社の、息子さんが社長をし
ている■■■■のほうに今まで作っていた畑、そこで食材を作って■■■■
で食材として使っていた部分を、会長名義から、今度会社名義のほうに
移すってことで、何ら問題ありません。10番のほうですけれども、先
ほどの農地常任委員会のほうで先月確認をした物件ですので、■■■■さん
から■■■■さんのほうに貸し出しをするということで何ら問題ありませ
んの、よろしくお願いします。

議 長 11番、松田委員。

松田委員 はい。私のほうからは、11番、12番について御説明させていただ
きます。11番の■■■■さん、■■■■さんは隣同士、二子沢でござ
います。問題ないと思われます。12番についての■■■■さんは、令和
3年に新規就農されて、立派にやってらっしゃる方です。問題ないと思
われます。よろしくお願いします。

議 長 13番、須藤委員。

須藤委員 はい。私のほうからは13番と14番、両案件ともにこれまでも■■■■
さんと■■■■さんのほうで耕作しておりまして、今回、正式な手続きに至
った物件でございます。何ら問題ないと思われますので、よろしく願
いいたします。以上です。

議 長 15番、三宅委員。

三宅委員 はい。受人の■■■■さんは先日、農地常任委員会のほうで新設農家に申

議長
高橋委員

はい。私のほうからは、16番と17番について説明いたします。まず16番、[]さんと[]さんは親戚関係にありまして、すでに[]さんはずっともともとその農地を耕作していたということで、何ら問題ないと思います。17番については、[]さんは新規就農者で、おそらく今申請中だということでしたので、今回の農地常任委員会にかかっているのではないかと考えられます。もともと[]に勤めていた方で、今年3月に辞めて、正式に就農するという形になります。農地の管理についてはすでに4年ぐらいから管理しておりますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

18番、富樫委員。

はい。私のほうから、18番、19番について説明させていただきます。18番、[REDACTED]さんは夫婦で果樹の専業農家をなさっている方でございます。昨年より息子さんが新たに農家を継ぐことになりまして、経営規模の拡大のために隣接地を借り上げするという案件でございます。問題ないかと思われます。19番については、先ほど17番で説明ありましたとおり、[REDACTED]さんでございます。新規就農というかたちで農地をお借りしたいということであります。双方とも問題ないかというふうに判断されます。

20番、武田委員。

私からは 20 番から 25 番までの説明となります。20 番の件に関しましては、先ほど富樫委員、高橋委員からの説明がございましたとおり、■■■■さんが■■■■さんのぶどう畑を借りるということで問題ないと思います。21 番、22 番に関しましては、■■■■■■■■さんという方が農家として頑張っていらっしゃるんですけれども、■■■■■■■■さんのお孫さんがこれから新規就農して農家を手伝うということになっておりまして、そのお孫さんのために営農の拡大ということで新たに畑を借りるということで何ら問題ないかと思われま

ですが、[REDACTED]さん、荒谷で農家をバリバリ若く頑張っている方ですので、何ら問題はございません。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
清野委員 　　はい。

議長 　　清野委員。

清野委員 　　はい。9番の、[REDACTED]さんの件ですけれども、事務局書類審査ということになっておりますけれども、詳しい話、聞かせてもらえませんかでしょうか。

議長 　　事務局。

事務局 　　すみません、少々お待ちください。

清野委員 　　書類審査にしては反別が一町歩ほどあり大きいので、その点の説明をお願いします。

荒沢委員 　　議長、いいでしょうか。

議長 　　荒沢委員。

荒沢委員 　　この物件は以前から[REDACTED]の会長が耕作をしていた場所なんです。今回新たに始めたわけではなくって、十何年か前から耕作をしているところで、この物件の中には新しい園地は入っていません。ただ今回、会長が[REDACTED]さんのほうの会社名義に移すと、[REDACTED]のほうに直接電話をいれて確認とっておりますので、新規で増やすところありますかと確認しましたら新規はないですと。過去の流れの部分をそっくりそのまま会長の名義から会社のほうに直ただけです、という説明は[REDACTED]のほうから受けております。以上です。

議長 　　清野委員。

清野委員 　　はい。わかりました。

議長 　　その他質問ございませんか。

　　お諮りいたします。

　　議第5号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

　　（異議なしの声）

議長 　　御異議なしと認め、議第5号は、許可することに決定しました。

議 長 議第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議第 6 号、農地法第 4 条の規定による許可について、御説明いたします。
総会資料 16 ページを御覧ください。

番号 1、大字蔵増字 [REDACTED]。地目 台帳田 現況畑。面積 866
㎡。農地区分 3 種。申請人 [REDACTED]、[REDACTED]。使用目的 農家住宅
162.31 ㎡となります。また、17 ページに、今回の申請地の案内
図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。
五十嵐晋委員。

五十嵐晋委員 はい。今回の [REDACTED] さんの案件であります、南側に今住んでいます住宅、
道路の反対側ですね、今住まわれているところの向かい側のこの農
地に家を建てるということでございます。連名なのは奥さんと息子さん
の連名の名義で家を購入するということでもあります。農地も家族の農地
というところなので問題ないかと思われま。よろしくお願ひします。

議 長 続いて、調査会委員の説明を求めます。
高橋昭義委員。

高橋委員 はい。5 月 7 日、事務局の花輪主事、農業委員の三宅委員、担当の五
十嵐委員とともに確認した結果、致し方なしと思ひましたので、慎重
審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
議第 6 号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第 6 号は許可することに決定しました。

議 長 議第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

はい。議第7号、農地法第5条の規定による許可について、御説明いたします。総会資料18ページを御覧ください。次第に沿って御説明いたします。

番号1、大字矢野目字[]。地目 台帳田 現況畑。面積445㎡。農地区分1種。譲受人 []、[]。譲渡人 []。契約内容 所有権。使用目的 一般住宅 105.99㎡。

番号2、大字山元字[]。地目 台帳田 現況畑。面積204㎡。農地区分2種。譲受人 []。譲渡人 []。契約内容 所有権。使用目的 一般住宅 70.38㎡。また関連事項ですが、併用地 その他117.00㎡になります。

番号3、大字山元字[]。地目 台帳田 現況畑。面積117㎡。農地区分2種。譲受人 []。譲渡人 []。契約内容 所有権。使用目的 一般住宅 面積70.38㎡。こちらも関連事項ですが、併用地 その他204㎡になります。

番号4、大字山口字[]。地目 台帳、現況ともに畑。面積28㎡。農地区分3種。借人 []。貸人 []。契約内容 使用貸借権。使用目的 戸建住宅 76.59㎡。関連事項ですが、併用地 宅地244.01㎡ その他95㎡になります。

番号5、大字山口字[]。地目 台帳、現況ともに畑。面積95㎡。農地区分3種。譲受人 []。譲渡人 []。契約内容 所有権。使用目的 戸建住宅 76.59㎡。関連事項として、併用地 宅地244.01㎡ その他28㎡になります。

また、19ページから20ページに、今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議長

続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、白田委員。

白田委員

はい。[]さんが舟形町の出身で、なかなか来れないそうです。買う人が[]さんでありまして、お父さんが[]さんでございます。そののじいちゃんが[]さんでございます。[]の。そういう立場になりますね。施設が一般住宅となりますのでよろしく

お願いします。契約内容は所有権となりますので御確認の上よろしく
お願いします。以上です。許可のほうよろしくをお願いします。

議 長

2番、荒沢委員。

荒沢委員

はい。ええとまず、2番と3番が関連しております。まず2番のほう
で、譲受人の■■■■■さんは、2番の■■■■■さんの息子さんになり
ます。ここで親子関係の売買、所有権の移転になるわけですが、
その土地続きで3番の■■■■■さんの畑も絡んでいましたので、ちょ
うど真四角にするために■■■■■さんの農地を■■■■■さんに販売をするって
いう格好になりますので、一応■■■■■さん、■■■■■さん両方に確認はとっ
ておりますので問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長

4番、松田委員。

松田委員

はい。私のほうから4番、5番、関連がございますので御説明させて
いただきます。譲受人の■■■■■さんは譲渡人■■■■■さんの息子さ
んでございます。次のページ、20ページの地図のほうを御覧くださ
い。申請地の西側にお父さんの■■■■■さんの住宅がありまして、そ
の隣の土地に、今回、息子さんの住宅を建設するという内容になって
おります。周辺自体も宅地化となっておりますので、致し方ない案件か
と思われます。よろしくお願いいたします。

議 長

続いて、調査会委員の説明を求めます。

高橋昭義委員。

高橋委員

はい。5月7日、事務局の花輪主事、農業委員の三宅委員、そして各
担当の農業委員の方と確認した結果、どの案件についても致し方なし
と思われましたので、慎重審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長

お諮りいたします。

議第7号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

御異議なしと認め、議第7号は許可することに決定しました。

議 長 本日の議事はすべて終了しました。

 以上をもちまして、令和7年度第2回天童市農業委員会総会を閉会
 します。

午前10時30分 閉会
